

理事会運営規程

第1章 総則

(根拠)

第1条 公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)定款第38条の規定に基づき、この規程を定める。

(目的)

第2条 この規程は、本財団における理事会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会

(開催)

第3条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき
- (4) 監事から理事長に対し理事会招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第4条 理事会は前条第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故等ある場合は、他の理事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 議事

(議長)

第5条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故等あるときは、理事の互選により議長を定める。

- 2 議長は、理事会の議事を正常に運営するよう努めなければならない。

(決議)

第6条 理事会の決議は、口頭又は挙手によって行う。

- 2 決議は特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって行う。
- 3 理事会の議題その他必要な事項は理事長が定める。
- 4 評議員会の招集に関する次に掲げる事項は、評議員が評議員会を招集する場合を除き、理事会の決議により、その効力を発する。
 - (1) 評議員会を招集する旨

- (2) 評議員会を招集する場合に発する通知に記載しなければならない、次に掲げる事項
- イ 評議員会の日時及び場所
 - ロ 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
 - ハ 次項又は次に掲げる事項を議案とするときは、議案の概要(議案が確定していない場合にはその旨)
 - ① 理事又は監事の選任
 - ② 役員又は会計監査人の報酬等
 - ③ 事業の全部の譲渡
 - ④ 定款の変更
 - ⑤ 合併
- 5 次に掲げる競業及び利益相反取引については、理事会の承認を得るものとする。
- (1) 理事が自己又は第三者のために本財団の事業の部類に属する取引をしようとするとき
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本財団と取引しようとするとき
 - (3) 本財団が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本財団と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 6 資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務に関する事業計画書及び収支予算書については、理事会の決議を経て、本財団の事業計画書及び収支(損益)予算書の評議員会承認を得た後、自動車リサイクル法第95条、第110条及び第120条の規定により経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 7 資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務に関する事業報告書及び収支決算書については、理事会の決議を経て、本財団の事業報告書及び決算報告書(財務諸表)の評議員会承認を得た後、自動車リサイクル法第95条、第110条及び第120条の規定により経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(動議)

- 第7条 出席理事からの動議の提案については、当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の賛成をもって採択する。
- 2 前項で承認された動議については、当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の賛成をもって議決する。

(理事会決議の省略)

- 第8条 定款第36条第2項の規定に基づき、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることでできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

- 第9条 理事若しくは監事又は会計監査人が、役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、代表理事及び業務執行理事が、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に対し行う報告については適用しない。

(議事録)

- 第10条 理事会の議事については、次の各号の事項を記載した議事録を、書面をもって作成する。
- (1) 開催日時及び場所(当該場所に存しない者がいる場合における当該出席の方法を含む。)
 - (2) 理事会が第3条第2号から第4号までの招集方法に該当するときはその旨
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

- (5) 理事会において次に掲げる事項についての意見又は発言があるときは、その内容の概要
 - イ 第6条第5項各号の取引をした理事による報告に関する事項
 - ロ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第197条で準用する第100条に規定する理事の行為についての監事の報告に関する事項
 - ハ 一般社団・財団法人法第197条で準用する第101条第1項に規定する監事による意見陳述
- (6) 議長の氏名並びに理事会に出席した役員及び会計監査人の氏名又は名称
- (7) 一般社団・財団法人法第197条で準用する第96条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる内容
 - イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
 - ハ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (8) 一般社団・財団法人法第197条で準用する第98条第1項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる内容
 - イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 2 前項の議事録には、定款第37条第2項の規定により、出席した代表理事及び監事が署名し、又は記名押印する。ただし、一般社団・財団法人法第197条で準用する第95条第3項の規定により、代表理事が欠席した場合は、出席した理事全員が署名し、又は記名押印する。
- 3 議長は、第1項の議事録が作成されたときは、速やかに役員に送付する。

(議事録の管理)

- 第11条 議事録は、事務局長の責任において管理する。
- 2 議事録は、理事会の日(定款第36条第2項の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。)から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 3 評議員は、本財団の業務時間内であれば、理事会の議事録の閲覧又は謄写を請求できる。
 - 4 債権者は、理事又は監事の責任を追及するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事会の議事録の閲覧又は謄写を請求できる。

第4章 補 則

(事務局)

- 第11条の2 理事会の事務局は、本財団事務統括部とする。

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(実施に関し必要な事項)

- 第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 第1条 この規程は、令和2年6月24日から施行する。

平成22年	4月16日	制定
平成22年	6月28日	改定
平成25年	12月20日	改定
平成28年	3月 3日	改定
令和 2年	6月24日	改定・施行